

行政告知放送再送信に関する覚書

浦安市（以下「甲」という）と、株式会社ジェイコム千葉（以下「乙」という）とは、甲が防災行政用無線により浦安市民向けに実施している行政告知放送を乙の施設を利用し再送信を行うことに関して合意したので本覚書を締結する。

第1条（再送信の同意）

1. 甲は、防災行政用無線により浦安市民向けに実施している行政告知放送を乙の設備を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している方に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。
2. 乙は、甲が提供する行政告知放送の内容について、変更を加えないものとする。

第2条（期間）

本覚書に締結する再送信は、平成24年2月15日から平成25年3月31日までとする。ただし、甲・乙双方から期間満了3ヶ月前までに書面による申し出がない場合は、有効期限を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第3条（供給エリア）

本覚書で合意した再送信の提供エリアは、乙が運営する浦安局のサービス提供エリア（浦安市全域）とする。これ以外の地域に関しては再送信を実施しないものとする。

第4条（費用）

1. 甲は、本覚書による乙の再送信の情報提供としての費用は無償とする。
2. 乙は、再送信を実施するにあたり、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償での再送信とし、情報配信費用は請求しないものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては従来どおりとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。
3. 乙は、再送信を実施するに当たり必要な設備改修等の費用に関して、乙の責任と負担において実施し、甲に請求しないものとする。

第5条（免責事項）

1. 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他自己などにより、再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする。
2. 甲が実施する再送信の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、意義、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

第6条（設備の維持管理）

1. 本覚書で合意した再送信実施のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。
2. 乙は、再送信実現のため甲の設備の点検が必要と判断した場合、事前に甲と協議の上、甲の設備の点検を実施することができる。

第7条（種皮義務）

甲及び乙は、本件再送信業務遂行にあたり知りえた事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項または、周知の事実に関してはこの限りではない。

第8条（覚書解除）

甲又は乙が、第2条の覚書有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、3ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

第9条（協議事項）

本覚書に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議の上定めるものとする。

本覚書合意の証として、本書を2通作成し甲・乙それぞれ各1通を保有する。

平成24年2月13日

甲：浦安市猫実1-1-1

浦安市

浦安市長 松崎秀樹

乙：千葉県浦安市日の出2-1-1

株式会社ジェイコム千葉 浦安局

局長 久和野 秀典